

国立大学法人東京農工大学キャリアチャレンジ教授の任期に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則                      (任期等)                      第3条 (省略)                      2 任期の定めのない常時勤務を要する教授(以下「教授」という。)の身分を付与するための審査(以下「<u>教授資格再審査</u>」という。)について必要な事項は、前条に規定する要項に定める。                      第4条 (省略)                      (身分)                      第5条 第3条第2項に規定する <u>教授資格再審査</u>の結果、教授の身分を付与しないこととなり、キャリアチャレンジ教授としての任期が終了したときは、退職とし、職員としての身分を失う。                      2 前項の規定にかかわらず、就業規則の適用を受ける任期の定めのない職から引き続きキャリアチャレンジ教授となった者が、教授の身分を付与されないこととなった <u>ときは</u>、キャリアチャレンジ教授となった日の前日に就いていた職に引き続き任用されるものとする。</p>	<p>本則                      (任期等)                      第3条 (省略)                      2 任期の定めのない常時勤務を要する教授(以下「教授」という。)の身分を付与するための審査(以下「<u>教授資格審査</u>」という。)について必要な事項は、前条に規定する要項に定める。                      第4条 (省略)                      (身分)                      第5条 第3条第2項に規定する <u>教授資格審査</u>の結果、教授の身分を付与しないこととなり、キャリアチャレンジ教授としての任期が終了したときは、退職とし、職員としての身分を失う。                      2 前項の規定にかかわらず、就業規則の適用を受ける任期の定めのない職から引き続きキャリアチャレンジ教授となった者が、教授の身分を付与されないこととなった <u>場合は</u>、キャリアチャレンジ教授となった日の前日に就いていた職に引き続き任用されるものとする。</p>	

附 則 (平成31年4月1日教規程第22号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。